

(2) 求職者向けサービスの流れ

マッチング（表1 i・iii）を希望する求職者がセンターのウェブサイトにて登録

- 上記ウェブサイトでの登録以外に、スタートアップカフェにての相談の中で、登録希望があった場合などは、コンシェルジュが、必要事項を聞き取りウェブサイトに登録すること。
- 登録に当たっては、反社会的勢力の関係者など、人材マッチングの対象として不適切と認められる者については、マッチングを行わない旨を利用者に案内すること。



担当コンシェルジュより、マッチングを希望する求職者に対し就職希望の企業等のニーズのヒアリング

- 担当コンシェルジュより、希望する業種や、資格・経験などについてヒアリングするとともに、制度について説明を行い事前に十分な納得を得ること。
- 国、地方公共団体等の職員募集についても案内できる旨（表1 x）説明し、希望があれば、情報を提供すること。（提供する情報は、福岡市が定期的に提供することとするほか、インターネット等での公開情報に基づき紹介することも可。）



マッチング

- 求職者の希望に合致する創業企業等について、当該求職者へ紹介すること。
- 面接日程等の調整を行うこと。
- 面接の結果について、確認をすること。

(3) 既存民間企業向けサービスの流れ

マッチング（表1 ii・iv）を希望する既存民間企業等がセンターのウェブサイトにて登録

- 上記ウェブサイトでの登録以外に、スタートアップカフェにての相談の中で、登録希望があった場合などは、コンシェルジュが、必要事項を聞き取りウェブサイトにて登録すること。
- 登録に当たっては、公序良俗に反する企業や、反社会的勢力の関係企業など、人材マッチングの対象として不適切と認められる企業については、マッチングを行わない旨を利用者に案内すること。



担当コンシェルジュより既存民間企業等に対し出向、派遣研修等の受入れ先に関するニーズのヒアリング

- 担当コンシェルジュより、求める創業者像や条件などについてヒアリングするとともに、本件マッチングサービスの説明を行い事前に十分な納得を得ること。



マッチング

- 当該企業のニーズに合致した出向先候補企業等について、当該企業へ紹介すること。
- 面接日程等の調整を行うこと。
- 面接の結果について、確認をすること。

(4) 求人スタートアップ紹介（表1 v）の流れ

☆求人スタートアップ紹介とは

人材マッチングの対象とはならない企業（創業5年を超えるスタートアップ企業や一定の要件（4(1)②）を満たさない第2創業企業）の人材確保を支援するため、これらの企業の情報を登録し、コンシェルジュが共有することにより、求職や出向に係る相談対応等において、適宜これらの企業の情報提供を行うもの。

人材募集情報の公表を希望する企業がセンターのウェブサイトにて登録

- (1)の登録フォームとは、別のフォームにて登録
- 上記ウェブサイトでの登録以外に、スタートアップカフェにての相談の中で、登録希望があった場合などは、コンシェルジュが、必要事項を聞き取りウェブサイトにて登録すること。
- 登録に当たっては、公序良俗に反する企業や、反社会的勢力の関係企業など、人材マッチングの対象として不適切と認められる企業については、マッチングを行わない旨を利用者に案内すること。



登録情報の活用

- 登録情報については、コンシェルジュが共有し、スタートアップ企業への就職を求める者からの相談への対応の中などで、適宜情報提供などの活用を行う。
- 本件サービスについては、マッチング（面会のセッティングなど個別のあっせん）は行わない。



登録情報の削除

- 企業から、登録情報の削除に関する依頼の連絡を受けた場合には、速やかに登録情報を削除するものとする。

6 相談対応業務（表 1 vi・vii）について

- 採用戦略（どのような人材を採用すべきか、そのような人材を採用するためにどのような活動を行うべきか）について、幅広に対応すること。
- 窓口、電話、メールにて相談対応を行うこと。
- 相談対応については、マッチングの対象である4(1)の創業企業等だけでなく、対象外のスタートアップ企業についても幅広に対応すること。

7 情報提供業務（表 1 viii～x）について

- 国、地方公共団体、経済団体等に対するセンターの情報提供・協力依頼は、主に市が担当をするが、受託者においても機会をとらえ制度の周知等の情報提供に努めること。
- 国、地方公共団体等の職員募集に係る情報の求職者に対する提供については、求職者から求められた、又は、相談対応の中で求職者が関心を示したなどの機会を捉え、積極的に行うこと。

8 報告事項

月間業務報告において次の項目を報告すること。

- (1) センターにおける各種登録数（創業企業等、求人スタートアップ紹介、求職者、出向希望企業別）
- (2) マッチング件数（4の(1)の①、②別）
- (3) 採用成立件数（4の(1)の①、②別）
- (4) 出向、派遣研修等成立件数

9 その他

- (1) 公序良俗に反する事業に係る創業者及び出向希望企業については、マッチングサービス等の提供を拒否することができるものとする。この場合、事前に福岡市に相談すること。
- (2) この要領に定めのない事項については、福岡市と十分に協議の上遂行すること。

<参考資料>

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年十二月十三日法律第百七号）（抄）

（創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助）

第三十六条の三 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。

2 略

（国家公務員退職手当法の特例）

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であって、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）**第二条第一項に規定する職員**（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続いて創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十六条の規定による失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となった者であって、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となった日から起算して三年を経過した日までに再び職員となったもの（特定被使用者として在職した後引き続いて職員となった者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。

3～9 略

※ 下線は福岡市

○福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（抄）

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

- ① KAIZEN platform、Inc.（東京都新宿区、平成25年3月18日設立）
- ② 株式会社チームAIBOD（福岡市中央区、平成28年2月1日設立）
- ③ 株式会社ウェルモ（福岡市博多区、平成25年4月30日設立）
- ④ 株式会社スカイディスク（福岡市中央区、平成25年10月1日設立）
- ⑤ 株式会社SENTE（福岡市博多区、平成28年6月1日設立）
- ⑥ 株式会社Waris（東京都港区、平成25年4月1日設立）
- ⑦ Houyou 株式会社（北九州市小倉北区、平成26年12月1日設立）
- ⑧ ドレミング株式会社（福岡市中央区、平成27年6月24日設立）
- ⑨ 株式会社YOUI（福岡市中央区、平成29年5月1日設立）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「福岡市スタートアップ人材マッチングセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年度中に設置】

- i) 設置主体：国及び福岡市
- ii) 実施体制：民間の職業紹介事業者（厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者）への委託により実施し、当該事業者が事務責任者及びコンシェルジュを配置する。
- iii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者とのコンシェルジュによる

マッチング及び相談対応

- ・国、地方公共団体、経済団体及び民間企業への制度や創業者等についての情報提供等
- ・民間企業の従業員その他の者への国、地方公共団体等の職員募集等についての情報提供等

福岡市開業ワンストップセンター
運営要領

令和3年3月
福岡市

1 設置趣旨

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下、「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「福岡市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置するもの。

2 センターの事業概要

- (1) 開業を希望する者（以下「開業者」という。）がオンラインで行う法人設立等申請に係る補助・相談・説明業務（表1）
- (2) 開業者に対する所管省庁等及び連携先を通じた個別相談業務
- (3) 開業手続等に関する情報提供
- (4) スタートアップする際に必要な手続きに関する相談の対応
- (5) スタートアップ希望者に対する諸手続きに必要な土業・機関の紹介

表1 福岡市開業ワンストップセンターの事業概要

	手続き（オンライン申請）	所管省庁等	連携先
定款認証	電磁的記録の認証の囑託	法務省 民事局総務課	福岡公証役場 博多公証役場
法人設立登記	商業登記申請書	法務省 民事局商事課	福岡法務局 法務局法人登記部門 総括係
税務（国税）	法人設立届出書 青色申告の承認申請書 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	国税庁 長官官房総務課	福岡国税局 総務部 総務課 総務第一係 e-Taxヘルプデスク 福岡国税局電話相談センター
税務（県税）	法人設立・設置届出書	福岡県	博多（東福岡・西福岡）県税事務所 eL-TAXヘルプデスク
税務（市税）	法人設立・設置届出書	福岡市	福岡市財政局課税企画課 eL-TAXヘルプデスク
雇用保険	雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届	厚生労働省 職業安定局雇用保険課	福岡労働局 職業安定部 職業安定課 電子政府利用支援センター e-Gov
労働保険	労働保険関係成立届 労働保険概算保険料申告書 適用事業報告 就業規則届 時間外労働・休日労働に関する協定書	厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 企画係	福岡労働局 総務部 労働保険徴収課 電子政府利用支援センター e-Gov
健康保険・厚生年金保険	健康保険・厚生年金保険新規適用届 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険被扶養者（異動）届・ 国民年金3号被保険者資格取得届	厚生労働省 年金局事業管理課	博多年金事務所 適用調査課 電子政府利用支援センター e-Gov

3 当センターのサービス提供時間

午前10時から午後9時までとする。

4 提供する設備内容

受注者は、上記2に定める業務に対応可能な窓口等を整備するとともに、必要なセキュリティ対策及びライセンス契約を行うこと。

(1) 窓口

個人情報保護に配慮した窓口を整備すること。

(2) 備品

以下の備品を整備すること。

機器	台数	備考
ノートPC	2台	マウス等周辺機器含む
マイク付きヘッドフォン	1台	
マイナンバーカード読み取り機器	1台	
スキャナー	1台	

(3) 情報セキュリティ対策、個人情報保護及びライセンス

- (ア) 備品に関しては、共有のものを複数の開業者が使用することとなるため、前開業者の入力情報が備品に残らないよう、次の開業者が使用する前に備品の環境を使用前の状態に戻すソフトウェアを導入する（端末を初期化する）等の個人情報保護対策を講じること。
- (イ) オンライン申請情報や添付書類情報に電子署名を行う際には、AdobeAcrobatなどの電子署名用ソフトウェアが必要となるため、複数の開業者が利用することができるライセンスを取得すること。
- (ウ) 個人番号をその内容に含む個人情報の利用は必ず利用者本人のみが行い、利用者本人以外には確認できないように管理すること。
- (ウ) 通信経路における情報漏えい等の防止策を講じること。
- (エ) その他必要な備品、設備に関しては、発注者と協議のうえ決定すること。

5 報告事項

以下のとおり報告を行うこと。

(1) 月間業務報告書

開設以降、毎月5日までに前月分の月間業務報告書作成のうえ提出すること
ただし、令和4年3月分は令和4年3月31日までに作成のうえ提出すること

(2) 中間業務報告書

令和3年9月30日までに作成のうえ提出すること

(3) 最終業務報告書

令和4年3月31日までに作成のうえ提出すること

6 その他

- (1) 福岡市の創業支援施設「スタートアップカフェ」や、国家戦略特区の取組である「福岡市雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図ること。
- (2) 平成31年4月17日付け総理大臣認定「福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画」及び「国家戦略特別区域法第三十六条の二」を遵守すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、福岡市と十分に協議のうえ遂行すること。

《参考資料》

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

平成31年4月17日付け総理大臣認定

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(7) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「福岡市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「福岡市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成31年5月以降に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び福岡市

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iii) 実施体制：施設長、コンシェルジュを配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び福岡市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・コンシェルジュは、福岡市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・コンシェルジュによる申請書等の作成支援
- ・コンシェルジュから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報等

v) その他：ワンストップセンターにはコンシェルジュが常駐し、相談対応時間は、施設の保守等に要する日及び年末年始（12月28日～1月4日）を除く、午前10時から午後9時までとする。

福岡市の創業支援施設「スタートアップカフェ」や、国家戦略特区の取組である「福岡市雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

○国家戦略特別区域法（平成25年法律第100号）

（新たに法人を設立しようとする者に対する援助）

- 第三十六条の二 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対し、法人の定款の認証、法人の設立の登記その他の法人の設立の手續及び法人を設立する場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）その他の法令の規定に基づく手續に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一体的に行うものとする。
- 2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、意見を申し出ることができる。
 - 3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。
 - 4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。